

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長 殿**【提出日】** 2020年12月18日提出**【計算期間】** 第2期
(自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)**【ファンド名】** auスマート・ベーシック（安定）
auスマート・ベーシック（安定成長）**【発行者名】** auアセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 竹井 雅人**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号**【事務連絡者氏名】** 田中 芳洋**【連絡場所】** 東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号**【電話番号】** 03-5657-7188**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、内外の債券、株式に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。各資産の投資比率が異なる、「安定」「安定成長」の2つのファンドをご用意しています。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商 品 分 類	単 位 型 投 信 ・ 追 加 型 投 信	追加型投信
	投 資 対 象 地 域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	資産複合
属 性 区 分	投 資 対 象 資 産	その他資産 （投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））
	決 算 頻 度	年1回
	投 資 対 象 地 域	グローバル（含む日本）
	投 資 形 態	ファンド・オブ・ファンズ
	為 替 ヘ ッ ジ	為替ヘッジなし

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…目論見書等において、主として株式、債券および不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券)))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの目的・特色 >

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

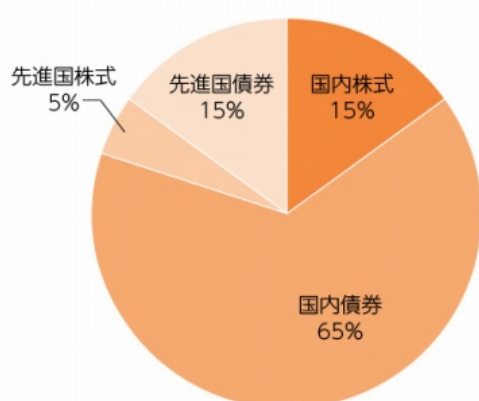
ファンドの特色

- ① 投資対象ファンドへの投資を通じて、内外の債券、株式に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ② 各資産の投資比率が異なる、「安定」「安定成長」の2つのファンドをご用意しています。

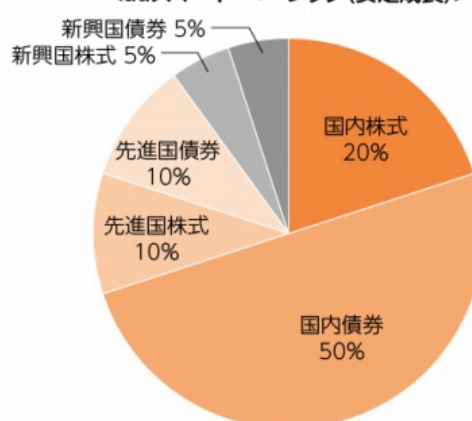
運用の特色は以下のとおりです。

- 実質的に日本を含む世界の債券、株式に分散して投資を行うことによりリスクの低減をめざします。
- 資産クラス毎に概ね市場全体の動きを捉えることをめざします。
- 投資を行う資産クラスと配分比率は以下のとおりです。

<auスマート・ベーシック(安定)>



<auスマート・ベーシック(安定成長)>



			auスマート・ベーシック (安定)		auスマート・ベーシック (安定成長)	
資産クラス	株式	国内株式	20%	15%	35%	20%
		先進国株式		5%		10%
		新興国株式		－		5%
	債券	国内債券	80%	65%	65%	50%
		先進国債券		15%		10%
		新興国債券		－		5%
合計			100%		100%	

※ 上記は投資を行う資産クラスと配分比率のイメージであり、実際の配分比率とは異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年 9 月19日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、主に次の業務を行います。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
委託会社	auアセット マネジメント 株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、主に次の業務を行います。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成
↓運用指図↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 3 ）	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	信託契約（ 2 ）の受託者であり、主に次の業務を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算
損益↑↓投資		
投資対象	投資信託証券 など	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

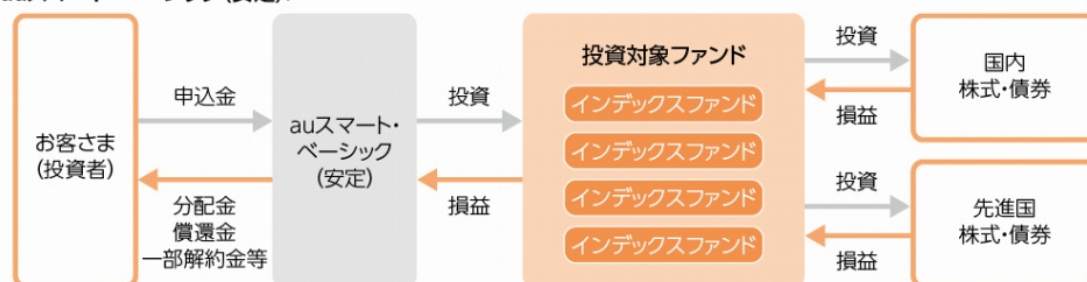
- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

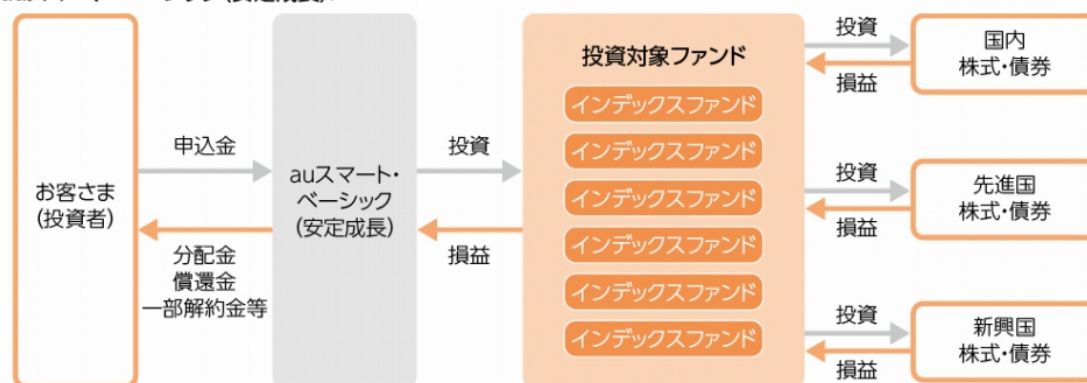
ファンドの仕組みの図

●投資形態(ファンドのしくみ) ファンド・オブ・ファンズ

<auスマート・ベーシック(安定)>



<auスマート・ベーシック(安定成長)>



※販売会社によってはいずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

— ファンド・オブ・ファンズとは —

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

<委託会社の概況（2020年9月30日現在）>

・資本金の額 10億円

・沿革

2018年1月 KDDIアセットマネジメント株式会社設立

2018年2月 第三者割当増資実施（株式会社大和証券グループ本社が引受）

2018年5月 確定拠出年金運営管理業登録（確定拠出年金運営管理機関 登録番号792）

2018年6月 金融商品取引業者（投資運用業）登録（関東財務局長（金商）第3062号）

2019年7月 auアセットマネジメント株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	53,280株	66.6%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	26,720株	33.4%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主要投資対象

下記の各投資信託（以下、総称して「投資対象ファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

各投資対象ファンドは、それぞれがぎかつこ（『』）内に掲げる指数に採用されている資産に投資を行い、投資成果を当該指数の動きに連動させることをめざして運用を行います。

< 安定 >

- ・日本株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『東証株価指数』
- ・日本債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『NOMURA - BPI 総合指数』
- ・外国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『MSCI コクサイ指数（円ベース）』
- ・外国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）』

< 安定成長 >

- ・日本株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『東証株価指数』
- ・日本債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『NOMURA - BPI 総合指数』
- ・外国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『MSCI コクサイ指数（円ベース）』
- ・外国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）』
- ・新興国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）』
- ・新興国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
『JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケット グローバル
ダイバーシファイド（円換算）』

投資態度

< 安定 >

イ．投資対象ファンドへの投資を通じて、内外の債券、株式に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

- ・実質的に日本を含む世界の債券、株式に分散して投資を行うことによりリスクの低減をめざします。
- ・資産クラス毎に概ね市場全体の動きを捉えることをめざします。
- ・投資を行う資産クラスと配分比率は以下のとおりです。
 - ・国内株式・・・概ね純資産総額の15%
 - ・国内債券・・・概ね純資産総額の65%
 - ・先進国株式・・・概ね純資産総額の5%
 - ・先進国債券・・・概ね純資産総額の15%
- ・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

ロ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

< 安定成長 >

イ．投資対象ファンドへの投資を通じて、内外の債券、株式に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

・実質的に日本を含む世界の債券、株式に分散して投資を行うことによりリスクの低減をめざします。

・資産クラス毎に概ね市場全体の動きを捉えることをめざします。

・投資を行う資産クラスと配分比率は以下のとおりです。

- ・国内株式・・・概ね純資産総額の20%
- ・国内債券・・・概ね純資産総額の50%
- ・先進国株式・・・概ね純資産総額の10%
- ・先進国債券・・・概ね純資産総額の10%
- ・新興国株式・・・概ね純資産総額の5%
- ・新興国債券・・・概ね純資産総額の5%

・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

ロ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第６号に掲げるもの

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託者は、信託金を、主として、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図することができます。

< 安定 >

- １．日本株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
- ２．日本債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
- ３．外国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
- ４．外国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
- ５．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ７．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記7．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

< 安定成長 >

- １．日本株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
- ２．日本債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

3. 外国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
4. 外国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
5. 新興国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
6. 新興国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
9. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、前記9. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

くわしくは後記「＜参考＞投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

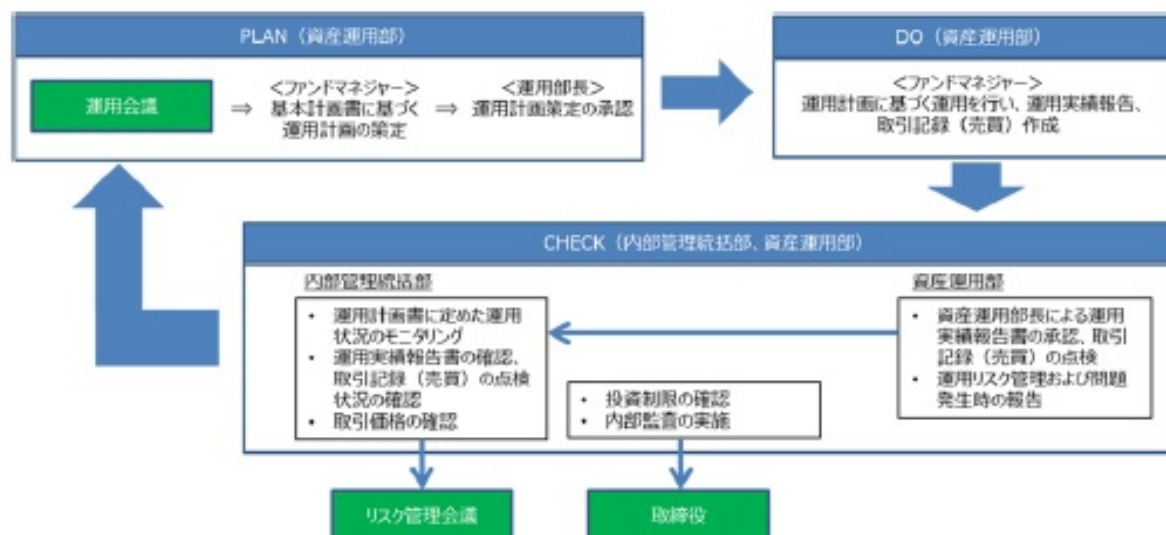
運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

- 運用の意思決定は「運用会議」にて運用の基本方針について審査・検討を行い、承認を受けます。運用会議は各部門長の出席のもと、資産運用部がファンドの運用実績の報告と運用対象とする有価証券の評価およびポートフォリオ等の説明を行い、内部管理統括部より運用資産に係るリスク・リターンの状況について報告を受けた上で、運用の基本方針を審議します。なお、運用会議は原則として毎月１回開催します。

- 運用会議にて承認された基本方針に基づき、資産運用部のファンドマネジャーは月次で運用計画を策定します。

● 内部管理体制に関しては、内部管理統括部を事務局とする「リスク管理会議」でファンド運用のリスクの状況の報告を受けることに加え、苦情の状況、コンプライアンスに係る事項の検証等を行い、運用の意思決定に対するけん制を図るとともに業務の適切性を確保します。リスク管理会議は原則として毎月1回開催します。



< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、業務のチェックを行っています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書等の定期的な提出をもとめ、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

上記の運用体制は2020年9月30日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、以下の分配方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

原則として、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前（1）に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

投資信託証券（信託約款「運用の基本方針」）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款「運用の基本方針」）

株式への直接投資は、行いません。

外貨建資産（信託約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への直接投資は、行いません。

信用リスク集中回避（信託約款「運用の基本方針」）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ（信託約款第24条）

- イ．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドの概要

本項は、当ファンドが投資を行う投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2020年9月30日現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。なお、＜安定＞は下記投資信託証券のうち1～4を、＜安定成長＞は1～6を主要投資対象とします。

1．日本株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

形 態	追加型株式投資信託
運 用 の 基 本 方 針	投資成果を東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主 要 投 資 対 象	トピックス・インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投 資 態 度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投 資 態 度	投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。 イ．上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。 ロ．ポートフォリオは、東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数との連動性を維持するよう構築します。 ハ．株式の組入比率は、高位を保ちます。
主 な 投 資 制 限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収 益 の 分 配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信 託 期 間	無期限（2018年9月18日当初設定）
決 算 日	11月30日（休業日の場合翌営業日）
管 理 報 酬 等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.143%（税抜0.13%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベ ン チ マ ー ク	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）
ベ ン チ マ ー ク に つ い て	東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出したインデックスです。当インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

２．日本債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資成果をNOMURA - B P I 総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ日本債券インデックスマザーファンド（B P I）（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。）に投資しベンチマーク（NOMURA - B P I 総合指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主としてわが国の公社債等に投資しベンチマーク（NOMURA - B P I 総合指数）の動きに連動する投資成果をめざします。 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

信託期間	無期限（2018年9月18日当初設定）
決算日	11月30日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.143%（税抜0.13%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA - B P I 総合指数
ベンチマーク について	NOMURA - B P I 総合指数は、野村證券株式会社が公表しているインデックスで、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる委託会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

3. 外国株式インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国株式インデックスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月18日当初設定）
決算日	11月30日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.143%（税抜0.13%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	M S C I コクサイ指数（円ベース）
ベンチマーク について	M S C I コクサイ指数（円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出したインデックスです。当インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

4. 外国債券インデックスファンド（FOfs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国債券インデックスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみ に取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	主として外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月18日当初設定）
決算日	毎年11月30日（休業日の場合、翌営業日）
管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.143%（税抜0.13%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
ベンチマーク について	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

5.新興国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 効率性の観点からFTSE RAFI エマージング インデックスとの連動を目指すETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）（ ）に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 効率性の観点からFTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 株式およびETF（上場投資信託証券）の組入比率の合計は、通常の状態でも信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月18日当初設定）
決算日	7月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.143%（税抜0.13%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）
ベンチマーク について	FTSE RAFI エマージング インデックスはResearch Affiliates LLC(以下、「RA」) と共同しFTSE International Limited(以下、「FTSE」)によって計算されます。本インデックスに関する知的財産権はすべてFTSEに帰属します。

6. 新興国債券インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）の受益証券

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

収益の分配	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月18日当初設定）
決算日	7月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	運用管理費用の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.143%（税抜0.13%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）
ベンチマーク について	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。当 インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

[組入投資信託証券の委託会社等について]

組入投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

●大和アセットマネジメント株式会社

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社へ商号変更

3【投資リスク】

（１）価額変動リスク

当ファンドは、主として、内外の株式および債券等を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

1．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因

により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

1. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
2. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

（2）換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱いします。

（3）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（4）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立した内部管理統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当します。

内部管理統括部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

(参考情報)

リスクの定量的比較

<auスマート・ベーシック(安定)>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注2) ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<auスマート・ベーシック(安定成長)>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注2) ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み/円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 2015年10月から2020年9月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注2) ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。

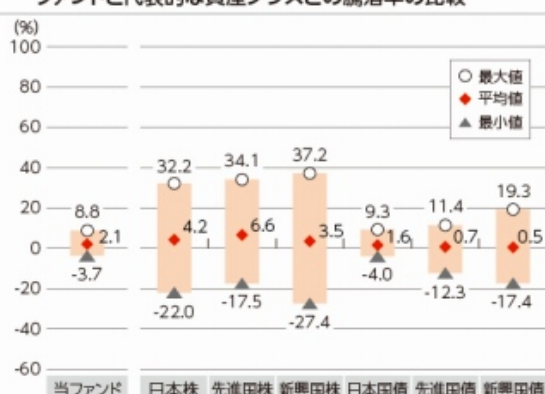
ファンドの対象期間:2019年9月～2020年9月

代表的な資産クラスの対象期間:2015年10月～2020年9月

(注3) ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注4) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 2015年10月から2020年9月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注2) ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。

ファンドの対象期間:2019年9月～2020年9月

代表的な資産クラスの対象期間:2015年10月～2020年9月

(注3) ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注4) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。

なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

- ・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々の信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
安定	年率0.242%（税抜0.22%）
安定成長	年率0.242%（税抜0.22%）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

< 安定 >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.10% （税抜）	年率0.10% （税抜）	年率0.02% （税抜）

< 安定成長 >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.10% （税抜）	年率0.10% （税抜）	年率0.02% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
安定	年率0.385%
安定成長	年率0.385%

（注1）投資対象とする国内籍投資信託には、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

（注2）各組入投資信託の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2020年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」または非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてNISA（つみたてニーサ）」（いずれかの選択）、および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前にかかわらず所得税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

< 注 2 > 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- （ ）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- （ ）上記は、2020年9月30日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【a u スマート・ベーシック（安定）】

(1)【投資状況】

(2020年9月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	231,432,582	99.01
内 日本	231,432,582	99.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,317,881	0.99
純資産総額	233,750,463	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末日現在)

	銘柄名	地域	種類	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	日本債券インデックス ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	147,591,087	1.0159 149,951,896	1.0153 149,849,230	64.11%
2	日本株式インデックス ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	34,752,869	0.9927 34,500,584	1.0129 35,201,181	15.06%
3	外国債券インデックス ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	31,923,523	1.0821 34,547,498	1.0821 34,544,444	14.78%
4	外国株式インデックス ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	11,022,093	1.0859 11,969,609	1.0740 11,837,727	5.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2020年9月末日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	99.01
	小計	99.01
合 計（対純資産総額比）		99.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年9月19日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2019年9月18日)	81,526,581	81,526,581	1.0141	1.0141
第2計算期間末 (2020年9月18日)	233,764,132	233,764,132	1.0255	1.0255
2019年9月末日	81,210,737	-	1.0181	-
10月末日	98,590,090	-	1.0208	-
11月末日	112,443,377	-	1.0263	-
12月末日	123,410,775	-	1.0272	-
2020年1月末日	133,000,242	-	1.0272	-
2月末日	142,228,131	-	1.0203	-
3月末日	150,441,576	-	0.9922	-
4月末日	163,609,140	-	0.9988	-
5月末日	181,247,534	-	1.0144	-
6月末日	197,885,467	-	1.0108	-
7月末日	210,407,673	-	1.0154	-
8月末日	224,155,274	-	1.0230	-
9月末日	233,750,463	-	1.0274	-

【分配の推移】

	1 口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

第1計算期間	1.4
第2計算期間	1.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	92,431,231	12,039,595	80,391,636
第2計算期間	183,831,648	36,271,917	227,951,367

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

（参考情報）運用実績

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

3. 運用実績

<auスマート・ベーシック(安定)>

当初設定日：2018年9月19日

作成基準日：2020年9月30日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	10,274円
純資産総額	233百万円

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第1期 2019年9月	第2期 2020年9月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

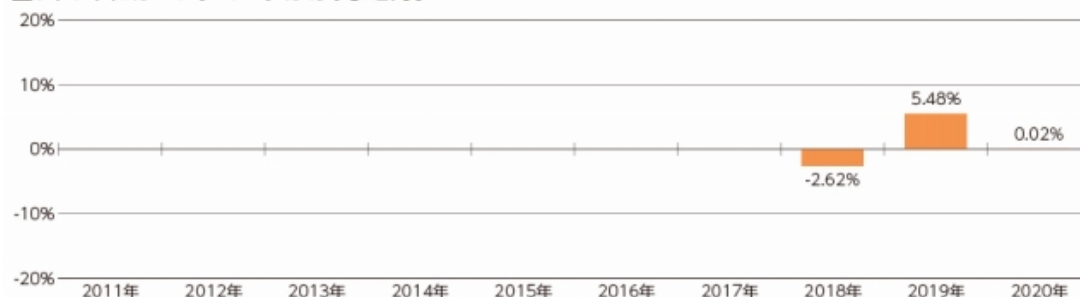
主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
日本債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	64.1%
日本株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	15.1%
外国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	14.8%
外国株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	5.1%
コール・ローン等、その他	1.0%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

年間収益率の推移（歴年ベース）

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は当初設定日から年末まで、2020年は年初から作成基準日までを騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

【a u スマート・ベーシック（安定成長）】

（１）【投資状況】

（2020年9月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	458,532,427	99.01
内 日本	458,532,427	99.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,584,629	0.99
純資産総額	463,117,056	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年9月末日現在）

	銘柄名	地域	種類	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	日本債券インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	224,532,041	1.0159 228,122,783	1.0153 227,967,381	49.22%
2	日本株式インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	91,617,489	0.9928 90,961,434	1.0129 92,799,354	20.04%
3	外国株式インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	43,580,377	1.0852 47,294,713	1.0740 46,805,324	10.11%
4	外国債券インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	42,076,463	1.0822 45,535,974	1.0821 45,530,940	9.83%
5	新興国株式インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	26,184,299	0.9152 23,966,077	0.8737 22,877,222	4.94%
6	新興国債券インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	日本	投資信託 受益証券	21,972,142	1.0615 23,323,481	1.0264 22,552,206	4.87%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2020年9月末日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	99.01
	小計	99.01
合 計（対純資産総額比）		99.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年9月19日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2019年9月18日)	113,773,461	113,773,461	1.0107	1.0107
第2計算期間末 (2020年9月18日)	452,790,514	452,790,514	1.0247	1.0247
2019年9月末日	120,028,359	-	1.0114	-
10月末日	141,453,908	-	1.0234	-
11月末日	179,187,634	-	1.0316	-
12月末日	206,381,494	-	1.0403	-
2020年1月末日	237,660,315	-	1.0352	-
2月末日	252,293,687	-	1.0188	-
3月末日	281,263,242	-	0.9582	-
4月末日	302,504,114	-	0.9736	-
5月末日	337,644,443	-	1.0022	-
6月末日	365,643,849	-	1.0001	-
7月末日	398,088,016	-	1.0095	-
8月末日	430,694,581	-	1.0235	-
9月末日	463,117,056	-	1.0230	-

【分配の推移】

	1 口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

第1計算期間	1.1
第2計算期間	1.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	125,678,844	13,110,959	112,567,885
第2計算期間	382,462,788	53,134,139	441,896,534

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

（参考情報）運用実績

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

<auスマート・ベーシック(安定成長)>

当初設定日：2018年9月19日

作成基準日：2020年9月30日

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,230円
純資産総額	463百万円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第1期 2019年9月	第2期 2020年9月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

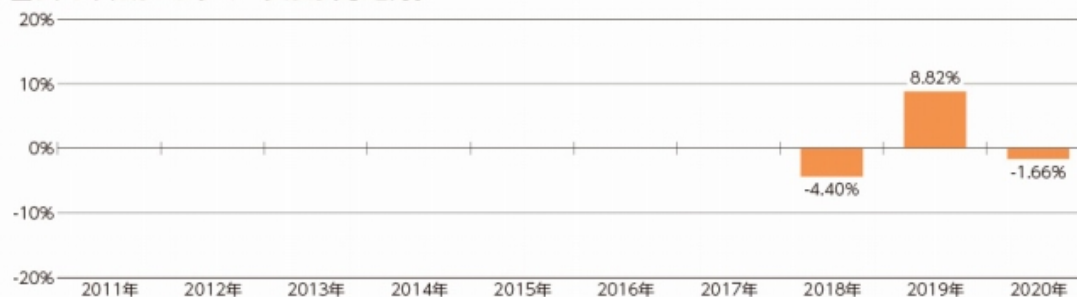
主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
日本債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	49.2%
日本株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	20.0%
外国株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	10.1%
外国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	9.8%
新興国株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	4.9%
新興国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	4.9%
コール・ローン等、その他	1.0%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%と異なる場合があります。

年間収益率の推移（歴年ベース）

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は当初設定日から年末まで、2020年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。なお、販売会社によっては「安定」、「安定成長」のいずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

当ファンドには、税引後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益分配金を再投資せず、その都度受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

ただし、分配金を再投資する場合を除き販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ．前記イ．のほか、信託財産の運用等または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

取得価額（1万口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額です。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は各計算期間終了日の基準価額とします。

取得時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

auの投資信託ポイントプログラム（報酬一部還元方式）について

auスマート・ベーシック については、保有残高に応じて、信託報酬の一部を委託会社（auアセットマネジメント株式会社、以下当社といいます。）がお客さま（個人のお客さまに限ります）に当社が指定するポイントで還元するサービスを提供しています。

ポイント還元をご希望される方は、「auの投資信託ポイント規約」にご同意の上、当社が指定するID等の登録手続きをお願いいたします。

ポイントは、登録手続き完了後、当社が定める日に付与されます。ご希望の方は、お早めに手続きをお願いいたします。

お手続きには、PC・スマートフォンなど、インターネット接続の環境が必要になります。

また、販売会社、その他の事由によって、ポイントがつかない場合がございます。

詳細は、当社ホームページ（<https://am.au-financial.com/point/>）にてご確認ください。

auスマート・ベーシック（安定）およびauスマート・ベーシック（安定成長）を指します。

2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ．前記イ．のほか、信託財産の運用等または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）

ホームページアドレス <https://am.au-financial.com/>

電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。

一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した１万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（ ）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（ ） 主要な投資対象資産の評価方法の概要

・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）

ホームページアドレス <https://am.au-financial.com/>

電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、後記（５） により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年９月19日から翌年９月18日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

- 1．委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2．委託会社は、前記１．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本３．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4．前記２．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- 5．前記２．から前記４．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表

示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 2 . から前記 4 . までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

- 6 . 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7 . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8 . 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1 . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 の 1 . から 7 . までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2 . 委託会社は、前記 1 . の事項（前記 1 . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記 1 . の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3 . 前記 2 . の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3 . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4 . 前記 2 . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。
- 5 . 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6 . 前記 2 . から前記 5 . までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7 . 前記 1 . から前記 6 . までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 8 . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記 1 . から前記 7 . までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が前記「 2 換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記に規定する信託の終了または前記 に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- 1 . 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第 4 項に定める運用報告書）

を各ファンドの計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

- 2．委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://am.au-financial.com/>

- 3．前記2．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

- 1．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

アドレス <https://am.au-financial.com/>

- 2．前記1．の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

a u スマート・ベーシック（安定）

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2018年9月19日から2019年9月18日まで）及び第2期計算期間（2019年9月19日から2020年9月18日まで）の財務諸表については、PwC京都監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【a u スマート・ベーシック（安定）】

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		859,455	2,697,246
投資信託受益証券		80,724,851	231,414,444
流動資産合計		81,584,306	234,111,690
資産合計		81,584,306	234,111,690
負債の部			
流動負債			
未払解約金		704	110,662
未払受託者報酬		4,973	20,792
未払委託者報酬		50,207	208,251
その他未払費用		1,841	7,853
流動負債合計		57,725	347,558
負債合計		57,725	347,558
純資産の部			
元本等			
元本	1	80,391,636	227,951,367
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		1,134,945	5,812,765
(分配準備積立金)		850,290	3,285,648
元本等合計		81,526,581	233,764,132
純資産合計		81,526,581	233,764,132
負債純資産合計		81,584,306	234,111,690

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期計算期間 （自 2018年9月19日 至 2019年9月18日）	第2期計算期間 （自 2019年9月19日 至 2020年9月18日）
		金 額（円）	金 額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		964,851	2,609,593
営業収益合計		964,851	2,609,593
営業費用			
受託者報酬		6,560	33,363
委託者報酬		66,333	334,407
その他費用		2,709	14,387
営業費用合計		75,602	382,157
営業利益又は営業損失（ ）		889,249	2,227,436
経常利益又は経常損失（ ）		889,249	2,227,436
当期純利益又は当期純損失（ ）		889,249	2,227,436
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		38,959	394,282
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-	1,134,945
剰余金増加額又は欠損金減少額		284,655	2,604,937
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		37,132	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		247,523	2,604,937
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	548,835
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	548,835
分配金	1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,134,945	5,812,765

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
1 . 1 期首元本額	10,000,000円	80,391,636円
期中追加設定元本額	82,431,231円	183,831,648円
期中一部解約元本額	12,039,595円	36,271,917円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	80,391,636口	227,951,367口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期計算期間 (自 2018年9月19日 至 2019年9月18日)	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
1 . 1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(850,290円)、投資信託約款に規定される収益調整金(284,655円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,134,945円(1口当たり0.014118円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(2,621,718円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,527,117円)及び分配準備積立金(663,930円)より分配対象額は5,812,765円(1口当たり0.025500円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期計算期間 自 2018年9月19日 至 2019年9月18日	第2期計算期間 自 2019年9月19日 至 2020年9月18日
-----	---	---

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 自 2018年9月19日 至 2019年9月18日	第2期 自 2019年9月19日 至 2020年9月18日
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	938,807	2,549,669
合計	938,807	2,549,669

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期計算期間 自 2018年9月19日 至 2019年9月18日	第2期計算期間 自 2019年9月19日 至 2020年9月18日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間 (自 2018年9月19日 至 2019年9月18日)	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
1口当たり純資産額	1.0141円	1.0255円
(1万口当たり純資産額)	(10,141円)	(10,255円)

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	外国株式インデックスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	10,711,631	11,642,471	
	外国債券インデックスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	31,831,157	34,447,678	
	日本株式インデックスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	34,927,527	34,672,556	

	日本債券インデックスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	148,279,271	150,651,739	
投資信託受益証券	合計	225,749,586	231,414,444	
合計		225,749,586	231,414,444	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

デリバティブ取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

a u スマート・ベーシック（安定成長）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2018年9月19日から2019年9月18日まで）及び第2期計算期間（2019年9月19日から2020年9月18日まで）の財務諸表については、PwC京都監査法人により監査を受けております。

１ 財務諸表

【a u スマート・ベーシック（安定成長）】

（１）【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,156,270	5,059,318
投資信託受益証券		112,701,510	448,464,462
流動資産合計		113,857,780	453,523,780
資産合計		113,857,780	453,523,780
負債の部			
流動負債			
未払解約金		7,192	287,931
未払受託者報酬		6,752	39,098
未払委託者報酬		67,868	391,401
その他未払費用		2,507	14,836
流動負債合計		84,319	733,266
負債合計		84,319	733,266
純資産の部			
元本等			
元本	1	112,567,885	441,896,534
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,205,576	10,893,980
（分配準備積立金）		1,451,875	7,990,162
元本等合計		113,773,461	452,790,514
純資産合計		113,773,461	452,790,514
負債純資産合計		113,857,780	453,523,780

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期計算期間 (自 2018年9月19日 至 2019年9月18日)	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
		金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1,521,510	6,842,952
営業収益合計		1,521,510	6,842,952
営業費用			
受託者報酬		8,201	59,803
委託者報酬		82,631	598,811
その他費用		3,432	25,746
営業費用合計		94,264	684,360
営業利益又は営業損失（ ）		1,427,246	6,158,592
経常利益又は経常損失（ ）		1,427,246	6,158,592
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,427,246	6,158,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		24,629	641,532
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-	1,205,576
剰余金増加額又は欠損金減少額		54,976	3,510,320
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		54,976	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	3,510,320
剰余金減少額又は欠損金増加額		301,275	622,040
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	622,040
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		301,275	-
分配金	1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,205,576	10,893,980

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
1 . 1 期首元本額	10,000,000円	112,567,885円
期中追加設定元本額	115,678,844円	382,462,788円
期中一部解約元本額	13,110,959円	53,134,139円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	112,567,885口	441,896,534口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期計算期間 (自 2018年9月19日 至 2019年9月18日)	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
1 . 1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,451,875円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,451,875円(1口当たり0.012898円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,800,124円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,509,431円)及び分配準備積立金(1,190,038円)より分配対象額は12,499,593円(1口当たり0.028286円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期計算期間 自 2018年9月19日 至 2019年9月18日	第2期計算期間 自 2019年9月19日 至 2020年9月18日
-----	---	---

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 自 2018年9月19日 至 2019年9月18日	第2期 自 2019年9月19日 至 2020年9月18日
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,527,973	6,750,409
合計	1,527,973	6,750,409

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期計算期間 自 2018年9月19日 至 2019年9月18日	第2期計算期間 自 2019年9月19日 至 2020年9月18日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間 (自 2018年9月19日 至 2019年9月18日)	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期計算期間 (2019年9月18日現在)	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)
1口当たり純資産額	1.0107円	1.0247円
(1万口当たり純資産額)	(10,107円)	(10,247円)

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	外国株式インデックスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	41,406,490	45,004,713	
	外国債券インデックスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	40,996,095	44,365,974	

	新興国株式インデックスファンド （ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）	24,611,782	22,596,077	
	新興国債券インデックスファンド （ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）	21,057,394	22,373,481	
	日本株式インデックスファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）	90,089,085	89,431,434	
	日本債券インデックスファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）	221,154,314	224,692,783	
投資信託受益証券 合計		439,315,160	448,464,462	
合計		439,315,160	448,464,462	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

デリバティブ取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

a u スマート・ベーシック（安定）

【純資産額計算書】

（2020年9月末日現在）

資産総額	234,741,369円
負債総額	990,906円
純資産総額（ - ）	233,750,463円
発行済数量	227,510,285口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0274円

a u スマート・ベーシック（安定成長）

純資産額計算書

（2020年9月末日現在）

資産総額	463,368,518円
負債総額	251,462円
純資産総額（ - ）	463,117,056円
発行済数量	452,712,621口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0230円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２）受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

（３）受益者集会

受益者集会は開催しません。

（４）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（５）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（６）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（７）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（８）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（９）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に１口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

（ １ ０ ） 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす。）に支払います。

（ １ １ ） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2020年9月30日現在

資本金の額 10億円

発行可能株式総数 800,000株

発行済株式総数 80,000株

過去5年間における資本金の額の増減

2018年2月 資本金 10億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 新ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を新ファンド設定会議において審議します。

ロ. 資産運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。資産運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ. 運用会議

資産運用部長が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ. リスク管理会議

内部管理統括部長が議長となり、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行い、必要事項を審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「保険業法」に定める保険代理店業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2020年9月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	4	2,140
合計	4	2,140

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるauアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しています。

（２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第3期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表については、PwC京都監査法人により監査を受けています。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部			
流動資産			
前払費用		6,383	7,256
未収入金		68,543	82,025
未収委託者報酬		10	269
未収収益		1	-
立替金		-	81
短期貸付金		1,176,137	360,693
流動資産合計		1,251,076	450,326
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	13,343	13,099
器具備品	1	12,324	10,130
有形固定資産合計		25,668	23,229
無形固定資産			
ソフトウェア		236,083	241,164
ソフトウェア仮勘定		7,645	250,972
無形固定資産合計		243,728	492,136
投資その他の資産			
投資有価証券		39,500	38,362
関係会社株式		-	200,000
長期差入保証金		32,768	32,768
長期前払費用		27,744	21,451
投資その他の資産合計		100,012	292,581
固定資産合計		369,409	807,947
資産合計		1,620,485	1,258,273

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	90,087	230,365
未払費用	7,023	8,600
未払法人税等	7,724	8,825
その他の預り金	509	642
賞与引当金	6,608	9,665
流動負債合計	111,953	258,098
固定負債		
繰延税金負債	3	-
固定負債合計	3	-
負債合計	111,957	258,098
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	490,967	998,187
繰越利益剰余金	490,967	998,187
利益剰余金合計	490,967	998,187
株主資本計	1,509,032	1,001,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	503	1,638
評価・換算差額等合計	503	1,638
純資産合計	1,508,528	1,000,174
負債・純資産合計	1,620,485	1,258,273

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	2018年4月1日 2019年3月31日	自 至	2019年4月1日 2020年3月31日
営業収益				
委託者報酬		32		3,547
金融商品仲介手数料		-		6,963
確定拠出年金事業収入		20,652		28,131
保険事業収入		968		59,790
コンサルティング収入		-		176,072
その他営業収入		-		13,749
営業収益計		21,652		288,254
営業費用				
支払手数料		17		2,085
広告宣伝費		24,308		40,295
調査費		1,550		3,001
委託調査費		300		2,268
委託計算費		9,638		21,451
営業雑経費		131,887		332,055
通信費		1,434		7,533
印刷費		214		2,712
協会費		121		361
業務委託費		85,728		185,419
情報機器関連費		31,579		113,396
その他営業雑経費		12,809		22,631
営業費用計		167,701		401,158

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	2018年4月1日 2019年3月31日	自 至	2019年4月1日 2020年3月31日
一般管理費				
給料		81,729		235,273
役員報酬		14,619		29,764
給料・手当		60,438		191,898
賞与		6,671		13,610
福利費		5,811		17,081
退職給付費用		944		986
交際費		32		105
旅費交通費		1,649		4,985
租税公課		9,875		11,506
不動産賃借料		14,820		35,373
福利厚生費		-		127
保険料		-		11
固定資産減価償却費		26,247		70,936
諸経費		5,424		15,917
一般管理費計		146,535		392,306
営業損失（ ）		292,584		505,210
営業外収益				
受取利息		1,911		952
為替差益		11		-
雑収入		104		145
営業外収益計		2,027		1,098
営業外費用				
開業費		175,806		-
営業外費用計		175,806		-
経常損失（ ）		466,363		504,111
税引前当期純損失（ ）		466,363		504,111
法人税、住民税及び事業税		1,074		3,107
当期純損失（ ）		467,437		507,219

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	23,530	23,530	1,976,469
当期変動額						
当期純損失（ ）	-	-	-	467,437	467,437	467,437
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	467,437	467,437	467,437
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	490,967	490,967	1,509,032

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	1,976,469
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	467,437
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	503	503	503
当期変動額合計	503	503	467,941
当期末残高	503	503	1,508,528

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	490,967	490,967	1,509,032
当期変動額						
当期純損失（ ）	-	-	-	507,219	507,219	507,219
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	507,219	507,219	507,219
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	998,187	998,187	1,001,812

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	503	503	1,508,528
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	507,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,134	1,134	1,134
当期変動額合計	1,134	1,134	508,353
当期末残高	1,638	1,638	1,000,174

（注記事項）

（重要な会計方針）

1．資産の評価方法及び評価基準

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価値のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法により償却しています。なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物付属設備 17年

工具器具備品 4～10年

無形固定資産

定額法により償却しています。なお、主な償却年数は次の通りです。

ソフトウェア 5年

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しています。

4．消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しています。

（未適用の会計基準等）

1．収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされており、

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」
（企業会計基準第30号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
（企業会計基準第9号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」
（企業会計基準第10号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
（企業会計基準第31号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	836	1,721
工具器具備品	2,129	4,324

2. 関係会社項目

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期貸付金	1,176,137	360,693

(損益計算書関係)

1. 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
売上高	-	139,981
営業費用	-	177,633
営業外収益	1,911	952

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

(金融商品関係)

前事業年度（2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しています。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度の決算日（2019年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	10	10	-
(2) 未収入金	68,543	68,543	-
(3) 短期貸付金	1,176,137	1,176,137	-
(4) 投資有価証券	39,500	39,500	-
(5) 未払金	90,087	90,087	-

（注）

1 金融商品の時価の算定方法

(1) 未収委託者報酬、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっています。

(5) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	10	-
未収入金	68,543	-
短期貸付金	1,176,137	-
投資有価証券	-	39,500

当事業年度（2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しています。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日（2020年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	269	269	-
(2)未収入金	82,025	82,025	-
(3)短期貸付金	360,693	360,693	-
(4)前払費用	7,256	7,256	-
(5)投資有価証券	38,362	38,362	-
(6)未払金	230,365	230,365	-
(7)未払費用	8,600	8,600	-
(8)未払法人税等	8,825	8,825	-
(9)その他の預り金	642	642	-

（注）

１ 金融商品の時価の算定方法

- （１）未収委託者報酬、（２）未収入金、（３）短期貸付金、（４）前払費用、
（７）未払費用、（８）未払法人税等、（９）その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっております。

（６）未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

子会社株式（貸借対照表計上額200百万円）については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

２ 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超
未収委託者報酬	269	-
未収入金	82,025	-
短期貸付金	360,693	-
投資有価証券	-	38,362

（有価証券関係）

前事業年度（2019年3月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	39,500	40,000	500

当事業年度（2020年3月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	38,362	40,000	1,638

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金 (注)2	142,275	296,608
賞与引当金	2,023	2,959
未払費用	-	410
未払事業税	1,179	1,750
固定資産減価償却費	2,077	1,517
投資有価証券	-	501
その他	1,687	995
繰延税金資産小計	149,243	304,744
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	142,275	296,608
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,967	8,135
評価性引当金小計 (注)1	149,243	304,744
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
投資有価証券	3	-
繰延税金負債合計	3	-
繰延税金負債の純額	3	-

(注)1 評価性引当金の主な変動理由

税務上の欠損金 296,608千円

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	296,608	296,608
評価性引当金	-	-	-	-	-	296,608	296,608
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております

当事業年度（2020年3月31日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
カブドットコム証券	20,000千円	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
KDDI株式会社	139,981千円	投資・金融サービス業
KDDIフィナンシャルサービス株式会社	30,105千円	投資・金融サービス業
auカブコム証券株式会社	23,647千円	投資・金融サービス業

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額	期末残高
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区 飯田橋3丁目 10番10号	被所有 直接66.6%	資金の貸付	769,363	1,176,137
				利息の受取	1,911	
				開業費	42,483	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しています
- 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています

2．親会社に係る注記

・KDDI株式会社（東京証券取引所市場第一部）

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区 飯田橋3丁目 10番10号	被所有 間接66.6%	保険事業 コンサル等	139,981	未収入金	32,205
				資金の貸付 (注1)	816,396	短期貸付金	360,693
				利息の受取 (注1)	952		
				営業費用 (注1)	177,633	未払金	3,351
親会社	auフィナンシャル ホールディングス 株式会社	東京都中央区 日本橋1丁目 19番1号	被所有 直接66.6%	退職給付 コンサル等	16,490	未収入金	5,203
				営業費用 (注1)	1,764	未払金	418

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 （被所有） 割合	取引の内容	取引金額 （消費税等 含まず）	科目	期末残高 （消費税等 含む）
子会社	auフィナンシャル パートナー 株式会社	東京都千代田区 丸の内2丁目 2番1号	所有 直接 50.0%	保険システム 貸与等	6,950	未収入金	1,430
				営業費用 （注1）	112	未払金	-

兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	本店所在地	議決権等の所有 （被所有） 割合	取引の内容	取引金額 （消費税等 含まず）	科目	期末残高 （消費税等 含む）
その他の 関係会社	大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	事務手数料 収入他	9,655	未収入金	592
				営業費用 （注1）	50,722	未払金	122
その他の 関係会社	大和証券 投資信託委託 株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	出向料の 支払	7,509	-	-
その他の 関係会社	株式会社大和総研 ビジネス・ イノベーション	東京都江東区 永代1丁目 14番5号	-	出向料の 支払	21,300	未払金	165,000
				システム開発 （注1）	150,000		
				営業費用 （注1）	14,270		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております
- 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております

2．親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社（東京証券取引所市場第一部）
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 株当たり純資産額	18,856円60銭	12,502円18銭
1 株当たり当期純損失 ()	5,842円96銭	6,340円24銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、 1 株当たり当期純損失であり、
また、潜在株式が存在しないため記載しておりません

(注) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失 () 千円	467,437	507,219
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () 千円	467,437	507,219
普通株式の期中平均株式数 (株)	80,000	80,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年9月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年6月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年7月1日付で、K D D I アセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会社へ商号を変更するため、定款を変更しました。

2019年9月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、2億円の出資を行いました。

2020年3月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。

2020年6月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

b．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2020年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2020年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2020年4月1日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
auカブコム証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社	11,945	
株式会社SBI証券	48,323	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。なお、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2019年12月18日
有価証券報告書	2019年12月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2020年6月18日
半期報告書	2020年6月18日

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月18日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩瀬 哲朗 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauスマート・ベーシック（安定）の2019年9月19日から2020年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auスマート・ベーシック（安定）の2020年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年 1 月 1 8 日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中**P w C 京都監査法人**

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauスマート・ベーシック（安定成長）の2019年9月19日から2020年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auスマート・ベーシック（安定成長）の2020年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。